

埼玉県西部環境管理事務所 伊原洋輔氏・大野拓氏に聞く 処理事業者と連携し排出事業者に訴求 違反の原因にフォーカス——規制から支援へ

編集部

都道府県による産業廃棄物処理業者への立ち入り検査は定期的に行われているが、全国的にみて違反は一向に収まらない状況だ。中には立ち入り検査のたびに違反と是正を繰り返す事業者もいて、取り締まる行政側も、同じ事業者を同じ違反で何度も取り締まることに辟易して、精神衛生上望まれない事態になることもあるだろう。こうした繰り返される違反をなくすために、このほど、埼玉県西部環境管理事務所が産廃事業者へのアプローチを、規制から違反をしないための支援に変える試みを行い、県内の産廃事業者から高い評価を受けている。顧客である排出事業者との関係からやむを得ず違反に至るケースがあることなど、違反に繋がる根本的な原因に着目し、排出事業者に留意してもらうことなどを明記したチラシを各処理事業者と県が連名で作成。各処理事業者の要望に合わせてチラシの仕様を変えているのが特徴だ。処理事業者からは高い評価を受けているという。埼玉県では以前から、「産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップ」事業を行っているが、業者を支援する取り組みについて、埼玉県西部環境管理事務所の伊原洋輔氏と大野拓氏からまず、今回の取り組みに至った背景から聞いた。

——埼玉県は、埼玉県環境産業振興協会とともに合同入社式や3S（スマイル、セイケツ、スタイル）運動を行うなど、現在は、官民で環境産業へのステージアップ事業を進めています。

伊原氏：埼玉県はダイオキシン問題や、不法投棄などで、周辺住民の生活環境が悪化したため、全国的にもとくに規制を強化してきた経緯があります。

現在は、全般的に県内の産廃事業は良い方向に進んでいます。ただ、産廃処理業界は、まだまだ、きつい、汚い、危険の3Kの職場というイメージが残っていて、人材確保や、地域連携はなかなかうまくいかない状況です。そのため、産廃処理企業の新入社員の入社式と一緒に合同入社式を行うなど、官民で産廃処理業界を盛り上げるようなイベントを行うことで、こうした課題に少しでも役立つ企画を進めてきました。そういう経緯から、県と事業者の協力する土台はありました。

一方で、処理業者の違反はなかなかゼロ

にはなっていないのが現状です。通常、現場事務所の役割は検査を実施して、違反が見つければ、行政指導をしてすぐ是正を促し、是正されたことを確認して終了ですが、是正が一時的で、同じ違反が繰り返される「いたちごっこ」になってしまう場合もあります。いずれも比較的軽度な保管量や保管場所などに関する違反が多いのですが、是正を確認後、幾日か経過したあとの立ち入り検査で同じ事業者から同じ保管量の違反が見つかることがあるのです。

重大な違反ではないので、事業者にとっては是正しやすく、全体的にみれば、県内の規制が保たれているとも言えるのですが、この状態を良しとすれば、違反はずっとなくなるといえることにもなりますから、県の担当者のモチベーションが保たないという状況にも至ります。どうにかして良くならないか改善策を探し行き着いたのがこの取り組みです。

——どのような工程で進めたのですか。

伊原氏：なぜ、違反をするかを突き止め、

違反しない環境を整えることで、違反は減るのではないかと、いう仮説を立て、まず、違反をゼロにするという県側の最終的な目標を設定しました。さらに、処理事業者の視点からは、産廃処理業者のイメージ改善、地域への貢献など周辺住民から喜ばれる存在になることも設定しました。3S運動は地域貢献の意味を含めて進めています。当事務所の管轄内の全ての産廃事業者が地域貢献している状態になることをイメージしました。

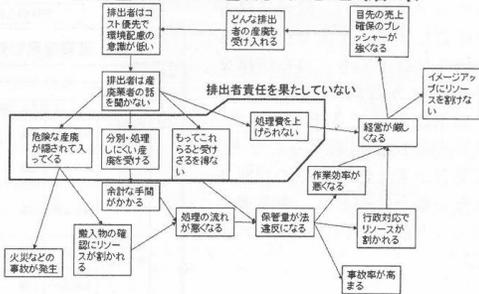
廃棄物処理業者が抱える問題は、複雑に絡み合っていて、負の連鎖になっているとよく言われていますから、負の連鎖の打開策にフォーカスしました。すると、違法行為を指摘するだけにとどまっていた県の業務を一步踏み込んでみたらという考えにとどまり着きました。そう考えていくと、「違反を指摘された業者は是正するためにリソースを割かれ、企業のイメージアップを図ることが後回しになってしまふということが考え

られるのでは」ということや、「処理事業者が法律を守りつつ収益を出していく方法を見つけることが重要だ」ということにも気づきました。例えば保管量が基準より多い現場に対して、なぜ、増えたのかということまで考えを巡らせて根本の原因を解決できれば、保管量を減らせるということをアドバイスすることができます。県と事業者が目標を共有して、支援内容については、押し付けではなく、事業者の主体性を尊重し、相談しながら進めて行きました。

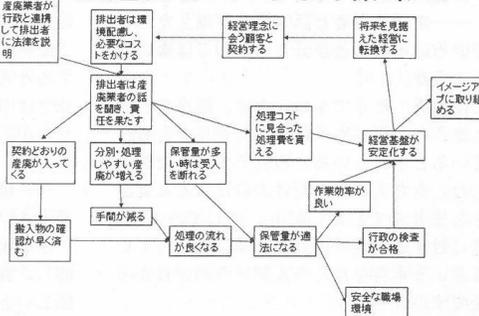
——「支援」という取り組みを事業者に理解してもらうことが重要です。どのようにされましたか。

伊原氏：現場の状態は、我々が立ち入り

見えてきた法違反の根本原因！！ 法違反ゼロを妨げる悪循環



法違反ゼロになる好循環



検査しないときは把握できませんから廃掃法は自らの意思で守るもので、「処理事業者の皆さんもできるならば堅守したいはず」ということから説明します。加えて、「周辺住民から喜ばれた方が良いとか、環境配慮への取り組みを推進すれば排出事業者から選ばれ、社員のモチベーションもアップするのでは」などなど、やる気を引き出しました。志の高いことが記されている各社の経営理念と照らし合わせて、こちらが提案したものが理念に沿っているものだと同調してもらうようにもしました。立ち入り検査も行政主体の立ち入り検査表ではなく、事業者自らが行うチェックリストに変えました。項目は以前とほぼ一緒で、我々

出所：『いんだすと』 2020年5月号
発行：公益社団法人
全国産業資源循環連合会

はチェックに立ち会うという形にしました。同時に我々行政側もチェックを行い、最後に双方を照会します。すると行政から指摘されなくても、自ら法律を守るという意識が高まるという効果が期待できます。また、我々が違反と判断すること、事業者が考える不適正の判断基準との整合性がとれ、事業者のチェック能力の向上も図られました。

処理事業者自らがチェックリストに記入

——処理事業者と話す機会が増えたことでいろいろなことが分かったのではないのでしょうか。

伊原氏：そうですね。なぜ、違反してしまうのか根本原因について意見をもらっているときに、いろいろ教えていただきました。立ち入り検査だけの時はほとんど話をしませんでした。でも、話してみると、県に対する批判ではなく、本当に困っているという本音をたくさん聞いたのが良かったです。

処理事業者が口々にする困りごとは、排出事業者に対するものでした。「この仕事を受けると法律違反になることを伝えても聞いてくれない」とか、「保管量が多くなる廃棄物」や、火災を誘発する「リチウムイオン電池やスプレー缶などの危険な廃棄物が紛れて搬入されると危険」、「排出事業者が分別してくれないので、作業効率が非常に悪くなる」、「処理費が値上げできない」などです。

廃掃法には排出事業者責任が明記されていますが、それが実際には果たされずに処理事業者にしわ寄せが行くという流れになっていることを知りました。この声を聞いたときに行政としてできることはあるなと感じました。

行政主体の立入検査票を事業者主体の施設チェックリストに入れ替え、事業者のチェックを行政が支援

主体の入れ替え		模範条文を明確化	
産業廃棄物処理施設 チェックリスト			
事業者名 担当者	建設日	年月日	～
項目	判定	判定のポイント	対応する廃棄物処理法
保管 処理前 保管施設	保管量 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	面積、高さ	12-T処理基準 14の2-3変更届出
	保管品目 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	品目	14の2変更許可 14の2-3変更届出
	保管基準 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	開い、表示、飛散、流出、地下浸透、悪臭、衛生害虫	12-1処理基準
処理後 保管施設	保管量 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	面積、高さ	14の2-3変更届出
	保管品目 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	品目	14の2変更許可 14の2-3変更届出

印象的だったのは、排出事業者には最終処分が終了するまで処理責任がありますので最終処分場見学を推奨する声です。見学すると考え方が変わるということでした。見学は中間処理施設でも良いのかもしれませんが、現場見学を勧める意見が目立ちました。

——処理事業者からの県への要望を教えてください。

伊原氏：行政から排出事業者に廃掃法に即した責任を果たすようにアプローチして欲しいとのことでした。びっくりしてかつありがたかったのは、処理事業者が適正な処理を行うために必要な情報をマニフェストに明記する必要性、契約書の作成義務、契約書に明記された廃棄物は搬入できないことなど、すでに排出事業者に一生懸命説明されていたことです。そこまでやっていたでいたことを全く知らず、私は想像もしていませんでした。

すでに取り組まれているのであれば、処理事業者からさらに意見を聞きながら、周知のチラシと一緒に作って、配布して排出事業者の説明したらいかがですかということになりました。処理事業者はこれまで取り縮まられている立場から、行政と連携して法律順守を周知する立場になってもらうこと。画期的なことです。



チラシ

意見交換しながら、
 チラシの内容を決定
 (オーダーメイド的)

産廃業者と県が
 横並び→ 多分全国初

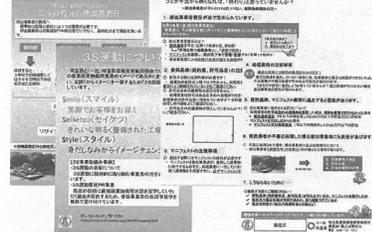
各処理事業者の要望に対応してカスタマイズできるチラシ

——チラシの内容はどのようにされましたか。普遍的な内容だと、ありふれていて訴求力がないように思えます。

伊原氏：処理事業者ごとに許可を持っている産廃の種類も異なるし、それぞれの困りごとの中身も少し違うので、強調したい部分も変わってきます。ですから、基本的なものを作成して処理事業者ごとにカスタマイズできるようにしました。それぞれのチラシに共通して明記しているのは、情報の発信元として産廃業者と県が横並びになることです。「県から排出事業者に注意喚起して欲しい」という多くの処理事業者の要望に対応したものです。これは全国初の試みだと思います。

最初は試験的に当管理事務所管内の3社のチラシを作成しました。道路工事を主業としている処理事業者であれば、石綿が再生砕石に混入しないようにしなければならぬので、この点を強調し、木くずの混入が再生材に悪影響をもたらすことも踏まえて作成しました。別の事業者のチラシでは保管量減少のために分別の徹底を強調する内容にし、積替え保管を行う処理事業者のチラシには、搬入先の処分場でリチウムイオンバッテリーやスプレー缶などが混入していると、火災を誘発するため、写真を載せて強調しました。

個性豊かなチラシが出来ています



チラシ支援の取り組みは県民の立場に立ったサービスとして、県庁内部でも評価されている

——処理事業者が積極的に取り組みだしたということですね。

大野氏：完成までに何回もやり取りを繰り返す事業者もいました。約2時間、処理事業者と話し合うこともありました。こちらが作成した案がブラッシュアップされたものに変化していきました。

法違反を改善したいと望んでいた、地域の目を気にする事業者は多いと感じられます。県が支援してくれるのであれば、全力で取り組みますという雰囲気が感じられました。今後もチラシ作成の依頼があれば、事業者ごとに仕様を変えます。我々としても、パターンが増えれば、手持ちのパターンが増えるので対応しやすくなります。徐々に県と、事業者の距離が縮まり、同じ方向を向くようになったと思います。

チラシのデータ作成は我々県が、印刷は処理事業者が行います。

——処理事業者からの評価を受けられていると思います。

伊原氏：排出事業者にとって処理事業者は無理を聞いてくれる存在でしたから、行政と一緒に法令順守を周知する立場になることに排出事業者は驚かれたようです。排出事業者責任が法律で謳われてから徐々に排出事業者の意識も変わってきていたのですが、まだ、顧客であるという立場を意識



「一生懸命作業している現場を見て違反をたくして
 いるわけではないと感じた」という伊原氏（右）。処理事業
 者と深く話す時間をもつことで「問題点が把握できた」と
 いう大野氏（左）

他の環境管理事務所への広がり



されている排出事業者もいたようです。従来は「なぜ、御社だけが厳しいこと言うのか。他社からは言われない」と詳しく話を聞いてもらえなかったが、この取り組みでは行政が発信元なので、話を聞いてもらえるようになり、効果があった」など感謝の声も頂きます。私も長年、規制行政に携わっていますが、ここまで処理業者から感謝されることはありませんでしたから、モチベーションが上がり、行政が処理業者の事業に役立っていると感じることができました。

また、これもうれしいことなのですが、「行政と連携することで、絶対に失敗できない」と思ってくれた処理業者もありました。

現在対応しているものは排出事業者への要望が多くなりますが、今後、排出事業者が困惑するような事態になれば、改善策を考えていくことになります。産廃事業者から排出事業者に移ってきて、次には個人の取り組みになるのかもしれませんが。

——チラシを活用した支援の改善点はありますか。また、取り組みを拡大していくお考えはありますか。

伊原氏：試験的に取り組んでいるので、デメリットがあれば伝えて欲しいと思っていますが、現在はメリットしかないと言

われます。ただ、他社にもこの取り組みが広がったらいという声も聞きます。業界全体で行なえば、「御社だけが厳しい」と特別視されず、排出事業者に要望しやすくなるからです。また、排出事業者に関する問題は他社も抱えているはずなので、県内だけでなく、全国に広がればよいという意見もありました。特に近隣の都県に広がるとうれいかもしれません。

今後は、まず、我々の取り組みを知ってもらって、自然と広がっていくといいなと思います。まずは、全県に広がることを支援したいと思っています。県の他の事務所のサポートもしますので取り組みを広げていきたいです。すでに県内では北部環境管理事務所や、東部環境管理事務所等取り組みが始まるなど波及しています。それぞれの事務所の色が出たチラシになっています。

いずれにしても、処理事業者から能動的に参加していただかないと、単なる押し付けになります。それには広報活動が必要です。本庁の研修会や、埼玉県環境産業振興協会のイベントで報告させていただくことも有効です。また、関東近郊ならば様々な連合組織にPRできたらと思いますし、近隣の産業廃棄物、資源循環の協会にも情報提供していきたいです。もちろん、環境省や全国産業資源循環連合会にも話をしき

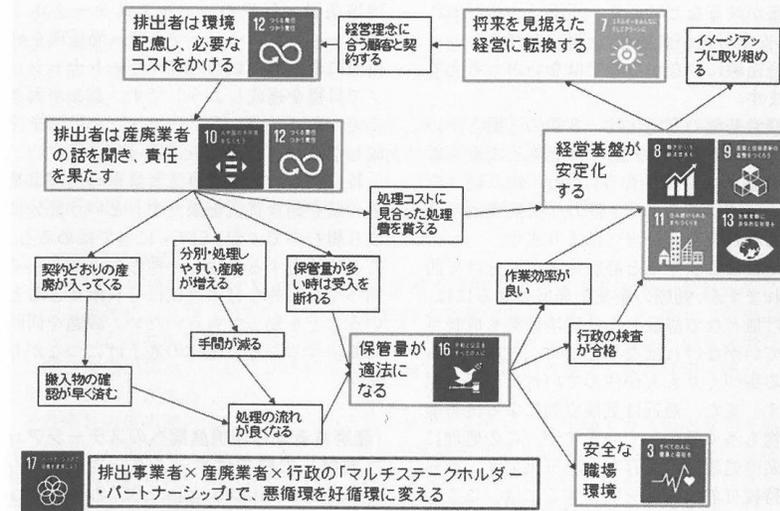
たいと思っています。本庁と埼玉県環境産業振興協会もこの取り組みが広がることを期待しています。

——貴事務所のステージアップ支援もSDGsの多くの項目が当てはまるようです。

伊原氏：私はSDGsに関する資格を持っていて、今回の取り組みをSDGsの17の目標に当てはめると10項目に該当しました。「排出者は環境に配慮し、必要なコストをかける」が12番の「つくる責任、つかう責任」「排出者は産廃処理事業者の話聞き、責任を果たす」が12番と10番の「人や国の不公平をなくそう」に当てはまります。特に「排出者は産廃事業者の話聞き、責任を果たす」が今回のチラシの取り組みにも連動していて、違反をゼロにすることに最も有効です。お金とごみが連動すると

いう産廃処理事業の性質ゆえに、排出事業者からは安価な処理が求められてしまう構造になりがちです。排出事業者と、処理事業者の立場に差があることが根底にあることで、排出事業者責任が守られない現状があります。ここに行政が介入することで、立場の違いによる問題を払拭できるのではと考えます。産廃処理に関して立場が平等になり、お互いがパートナーになればと思います。そこが肝です。

また、保管量が適法になるのは16番の「平和と公正をすべての人に」になります。安全な職場環境は3番の「すべての人に健康と安全を」になります。2019年度は西部環境管理事務所管内でも死亡事故が発生しています。職場の安全確保には各社努力しているのですが、残念ながら事故は起きています。今回の取り組みで、不要な分別



ステージアップ支援による好循環

出所：『いんだすと』 2020年5月号
 発行：公益社団法人
 全国産業資源循環連合会



ステージアップ支援に関連するSDGs 10項目を抜粋

作業が減るなどにより、現場に余裕が出れば、安全対策が徹底され、事故が減るといった好循環につながるのではないかと考えています。

経営基盤の安定化は、8番の「働きがいも経済成長も」、9番の「産業と技術革新の基盤をつくろう」、11番の「住み続けられる街づくりを」、13番の「気候変動に具体的な対策を」が当てはまります。

産業は動脈産業と静脈産業とに分けて語られますが、動脈の産業を発展させるには、受け皿となる静脈となる環境産業も成長させていかなければなりません。住み続けられる街づくりも人が住んでいれば産廃は出ます。また、最近は気候変動による災害廃棄物も多く発生していますが、この処理には産廃処理業者の存在が不可欠です。業界が持続可能な発展を実施するには、ここへの貢献が必要です。将来を見据えた経営に転換するのは7番の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「排出事業者×産廃処

理事業者×行政の『マルチステークホルダー・パートナーシップ』で、悪循環を好循環に変える」は、17番の「パートナーシップで目標を達成しよう」です。ここが大きくて、やはりパートナーシップで目標を達成しなければならないと思っています。

特に今回は「排出事業者は産廃処理業者の話を聞き責任を果たす」という部分に取り組むのですが、SDGsに当てはめると、ここに注力するだけで、他の項目もうまく回って全体的な目標達成にも貢献できるということを知ってもらいたい。課題を同時に解決することで全体の底上げにつながります。

「産廃業者から環境産業へのステージアップ支援」の概要はホームページ：<http://www.pref.saitama.lg.jp/b0502/gyoumu-haikibutu/stageup.html> まで。